

みやま市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和2年3月10日 午後2時～午後2時33分
- 場 所 みやま市まいピア高田会議室
- 出 欠 者 出席者 18名 欠席者 1名
- 議 事 1. 開 会
2. 付議事案
- 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
3. 報告事項
- 1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 2. 使用貸借解約通知について
 - 3. 非農地証明交付について
4. 閉 会

出席委員（18名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名
1番	山 下 秀 徳
3番	河 野 正 春
5番	原 田 龍三郎
8番	加 藤 和 己
10番	田 崎 明
12番	木 下 正 信
14番	中川原 大 吉
16番	平 川 弘 義
18番	池 田 正 幸

議席番号	氏 名
2番	新 開 文 則
4番	河 野 義 明
7番	野 田 惠 次
9番	岡 田 佳 子
11番	嶋 芙 沙 子
13番	大 城 祐 吉
15番	河 野 和 夫
17番	内 藤 秋 彦
19番	徳 永 順 子

欠席委員（1名）

6番 佐 藤 典 美

出席推進委員（17名）

座席番号	氏 名
21番	田 中 良 和
23番	石 橋 直 幸
25番	松 尾 正 巳
27番	篠 崎 宣 治
30番	柿 原 廣 典
32番	河 野 通 成
34番	大 城 政 英
36番	古 賀 勝 則
39番	岩 屋 明

座席番号	氏 名
22番	森 静 男
24番	江 崎 須三信
26番	堤 貴 大
29番	松 尾 一 則
31番	坂 梨 誠 治
33番	川 口 広 樹
35番	山 下 久 弥
38番	末 吉 智 宣

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 池 田 政 俊
事務局 係長 相 地 智 輝
事務局 江 崎 浩

○事務局（池田）

それでは、ただいまから令和2年3月定例総会を開催させていただきます。
開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（池田）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
なお、議席番号6番佐藤委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。推進委員は17名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号15番河野和夫委員、同じく16番平川弘義委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、法人への貸付によるもので要件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○21番（田中）

2月25日に農業委員と推進委員とで申請書及び現地等の確認をしましたが、地元推進委員としては何ら問題ないと思われますので、皆様の御審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（篠崎）

先月23日に現地確認と申請書類の精査をいたしました。問題ないかと思われまので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、整理番号3番と4番は関連がありますので、一括して審議を行いたいと思います。

事務局は、整理番号3番及び4番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号3番、4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（堤）

2月28日に現地確認、書類等を確認したところ、特に問題ないかと思われま。審議の方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番及び4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号3番及び4番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○30番（柿原）

この件につきましては、親子間の生前一括贈与ということで、地元委員としては何ら問題ないと思っておりますので、皆さんの御審議方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○31番（坂梨）

現地を確認しましたところ、今のところ銀杏を植えてありまして、何ら問題ないと判断しておりますので、皆さん方の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、整理番号7番と8番は関連がありますので、一括して審議を行いたいと思います。

事務局は、整理番号7番及び8番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号7番及び8番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、解除条件付き賃貸借となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○32番（河野）

申請書並びに現地を確認しましたが、地元委員としては何ら問題がないと考えておりますので、皆さん方の御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番及び8番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号7番及び8番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号9番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号9番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○34番（大城）

2月24日、農業委員さんと申請書及び現地等の確認をしましたが、地元委員としては問題ないと思われますので、審議の方をよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号9番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号9番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号10番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号10番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○38番（末吉）

申請書及び現地等の確認をしましたが、地元推進委員としては問題ないと思います。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号10番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号10番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号11番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号11番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、解除条件付き使用貸借となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○38番（末吉）

申請書及び現地等の確認をしましたが、地元推進委員としては何ら問題ないと思います。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号11番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号11番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

資料12ページを御覧ください。農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地において農地改良届出により一時転用するものです。

この農地転用届出は1,000平方メートル未満、土盛り高1メートル未満であれば許可不要ですが、今回は面積も土量も超えておりますので許可を要するものです。

資料13ページを御覧ください。申請地周囲は、水路及び道路に囲まれており、隣接農地アケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。

土盛りによる土羽工事については、安定勾配によるものです。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○32番（河野）

今月5日に農地委員会から3名、地元委員、それと事務局によりまして現地を確認してまいりました。先ほど説明がありましたように、一時転用ということで、農地改良をされるということです。ここはもう何年も耕作放棄地になっていて、借りてもらって地元としては安心したところですが、これが棚田みたいになっておりまして、高低差はあんまりないんですけども、一番高いところに合わせて土盛りをして、一枚の畑にしたいということです。

この図面で見てもなかなか分からないと思うんですけども、南側が大根川になっとつとつですよ。それで、その大根川に泥が流入しないようにということでお願いしておりました。川のほうから5メートル引いて土盛りをするということで、流入をできるだけしないようにというようなことです。

地元委員としては何ら問題はないと思っておりますので、皆さん方の御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（加藤）

3月5日に申請書並びに現地確認をしております。先ほど地元推進委員さんの方から詳しく説明をしていただきましたので、農地委員会としては問題ないと考えております。皆さんの御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第40号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定

いたします。

次に、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

資料14ページを御覧ください。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に運搬車両駐車を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

資料15ページを御覧ください。北は道路、東は宅地、南は田、西は道路に面しております。

隣接農地アンケート及び水利承諾についてはありませんが、理由書の添付があります。

雨水排水については、自然流下及び周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○26番（堤）

3月5日に現地を確認したところ、ここ自体は地図を見てもらうと分かるように、この隣近辺は田んぼということで、あとはこの申請地自体は何年か放置したような感じで、雑木なり草がたくさん生えた状態で、周りの田んぼにも結構迷惑がかかるような感じにはなっているので、そういう面で早く土盛りなり整地して、その周りに迷惑がかからないようにしてほしいということで、自分としては問題ないかと思えます。審議のほうをよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（加藤）

これも3月5日に申請書並びに現地確認をしております。先ほど地元推進委員さんからもありましたように、雑草が生い茂っているような状況で、農地委員会としても何ら問題ないと考えております。皆さんの御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第41号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第42号について説明をしてください。

○事務局（江崎）

議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

議案書9ページをお願いします。周年契約は、田7万8,246平方メートル、畑1万3,202平方メ

ートル、合計9万1,448平方メートルで、件数は30件、筆数63筆となっています。

内容につきましては、11ページ以降に各筆別明細をつけております。事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第42号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第42号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が15件出されております。内容については、自作が7件、所有権移転が4件、設定が4件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

○24番（江崎）

今、このページで、5番ですけれども、申請人さんとの絡みで、1ページの1番ですけど、1ページでいくと、申請人から相手方ということで譲受人と名前が変わると思うんですけども、この17ページでは前の人の名前でoっていいんですか。ちょっと分からないので質問させていただきました。

○議長（徳永）

いいですか、事務局。お願いします。

○事務局（池田）

ただいまの質問ですが、16ページの5番、譲渡人と譲受人がそれぞれあります。譲渡人が長崎県の方でございます。1ページを見ていただきますと、同じく譲渡人が長崎県の方で譲受人がまた別におられますけれども、まず16ページの農地法第18条第6項については、今まで契約してあった利用権を解約されるということです。解約されたら当然譲渡人の所有者に権利が戻りますので、1ページの譲渡人は当然所有者である方が譲渡人になるということになります。

○議長（徳永）

よろしいですか。

○24番（江崎）

はい、ありがとうございます。ちょっと自分の中で解釈ができんやったもので。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。
続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第2号、使用貸借解約通知について、届出が5件出されております。内容については、所有権移転が1件、自作が2件、再設定が1件、設定が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。
続きまして、報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第3号、非農地証明交付について、1件の非農地証明の交付をしています。令和2年2月26日に総務委員、地元委員及び事務局で現地確認を行っております。以上です。

○議長（徳永）

なお、報告事項第3号は、総務委員会で現地確認を行っておりますので、総務委員会のほうより報告をお願いします。

○総務委員（新開）

現地に役員全部で行きましたけど、問題ないということで報告いたします。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。
これもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。
長時間にわたり、ありがとうございました。